

○東京都市町村職員退職手当組合職員の給与の口座振替取扱規則

(平成11年2月25日)
規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（昭和40年条例第9号。以下「条例」という。）第2条の2の規定に基づき、職員の口座振替の方法に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(口座振替による給与の支給)

第2条 職員は、条例第2条の2の規定に基づく申出をすることにより、給与支給額の全部又は一部を口座振替の方法により受領することができる。

- 2 前項の申出は、給与口座振替申出書（様式第1号）によらなければならない。
- 3 前項の規定は、職員が同項申出書に定める事項の一部又は全部を変更しようとする場合に準用する。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

給与口座振替申出書

平成 年 月 日提出

東京都市町村職員退職手当組合管理者 殿

住所

ふりがな

氏名



私が東京都市町村職員退職手当組合から支給される給与について、私名義の金融機関への口座振替を、下記のとおり取り扱われるよう申し出ます。

記

1 振込開始等

平成 年 月分から	開始 停止 変更
-----------	----------

(該当事項を○で囲むこと)

2 振込給与種別等

種 別	全額振込	一部振込	現金支給金額	全額現金
例 月 給 与			万円	
6・12月期末勤勉手当			万円	
3 月 期 末 手 当			万円	
給 与 改 定 差 額				

(該当欄に○を記入すること)

3 振込金融機関

金融機関名		支 店 名	
預金種別	預 金	口 座 番 号	